

府中市補助金等交付規則

昭和52年11月15日

規則第21号

改正 昭和63年6月15日規則第24号

(目的)

第1条 この規則は、法令及び条例に特別の定めがあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより補助金等の交付の適正化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が公益上必要がある場合において、市以外の者が行う事業に対して交付する補助金、交付金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないものをいう。

(交付の要望)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする年度の前年度の9月30日までに補助金等交付要望書(第1号様式。以下「要望書」という。)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、要望書の提出期限を延期し、又は提出を省略させることができる。

(昭63規則24・一部改正)

(予算措置)

第4条 市長は、前条の要望が適当であると認めるときは、当該要望に係る補助金等につき、予算措置をするものとする。

2 市長は、当該補助金等に係る予算が議決されたときは、補助金等交付予定通知書(第2号様式)により要望書の提出者に通知するものとする。

(審査委員会)

第5条 市長は、補助金等の交付の適正化を図るため、別に定めるところにより、府中市補助金等審査委員会を設置することができる。

(交付の申請)

第6条 補助金等の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書(第4号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第8条 前条第2項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金等の交付の決定後第6条の規定による申請書又は添付書類の記載事項に変更を生じたときは、申請事項変更承認申請書(第5号様式)により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、承認の可否を決定するものとする。この場合において、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により承認の可否を決定したときは、申請事項変更承認・不承認通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金等に係る事業(以下「補助事業等」という。)の遂行の状況について報告を求めることができる。

(遂行命令)

第10条 市長は、前条の報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定により補助事業等の遂行を命ずる場合においては、補助事業者がこの命令に違反したときは、第12条第3号の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにしなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、速やかに補助金等実績報告書(第7号様式)に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金等の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの規則に基づく命令に違反したとき。

(補助金等の返還)

第13条 市長は、第8条第2項又は前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(延滞利子)

第14条 市長は、補助事業者に対し、補助金等の返還を命じた場合において、補助事業者が期限までに返還をしなかつたときは、期限の翌日から返還までの日数に応じ未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付について必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。
- 2 昭和53年度予算に係る補助金等の交付の要望については、第3条中「交付を受けようとする年度の前年度の10月31日まで」とあるのは、「昭和52年12月15日まで」と読み替えるものとする。

付 則(昭和63年6月15日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。